

## 7 情報伝達支援

### (1) 藤沢市公式ホームページの「音声読み上げ」と「文字サイズ・色合い変更」

【内 容】視力の弱い方や目の疲れやすい方、高齢の方などでも藤沢市のホームページを快適に閲覧できるように配慮しています。

ホームページ上部にある「音声読み上げ」をクリックすると、自動でそのページを音声で読み上げます。読み上げの速度や音量も調整することができます。

また、「文字サイズ・色合い変更」では、文字の拡大や、背景色と文字の色を変えることができるので、読みやすい色、大きさを閲覧できます。ぜひご活用ください。

【アドレス】 <https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/> (   )

【窓 口】 広報シティプロモーション課 【電 話】 50-3500 【FAX】 24-5929

### (2) 点字・声の広報の発行



【対 象 者】 視覚障がいのある方（認定を受けていなくても見づらい方なら可）

【内 容】 広報ふじさわの点字版、録音版を毎月2回送付します。

【窓 口】 広報シティプロモーション課 【電 話】 50-3500 【FAX】 24-5929

### (3) 点字・声の市議会だよりの発行



【対 象 者】 視覚障がいのある方など（認定を受けていなくても見づらい方なら可）

【内 容】 ふじさわ市議会だよりの点字版、録音版を年4回送付します。

【窓 口】 議会事務局議事課 【電 話】 50-3566 【FAX】 24-0123

【E-mail】 [fj-giji@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-giji@city.fujisawa.lg.jp)

### (4) 市議会の傍聴における手話通訳・要約筆記

【対 象 者】 原則として、市内に在住、在勤又は在学の、聴覚、音声又は言語機能に障がいのある方など

【内 容】 本会議、委員会その他公開している議会の会議において、手話通訳・要約筆記を傍聴席にて行います。要約筆記については、手書きによるノートテイクとなります。

傍聴希望日の5日前（閉庁日を除く）までにお申し込みください。

申込書は議会事務局窓口又は市議会ホームページにあります。

【アドレス】 <http://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp> (   )

【窓 口】 議会事務局議事課 【電 話】 50-3566 【FAX】 24-0123

【E-mail】 [fj-giji@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-giji@city.fujisawa.lg.jp)

### (5) 市議会の傍聴における難聴者用ヒアリンググループ専用受信機の貸出

【内 容】 藤沢市議会議場で行われる会議の傍聴において、音声をはっきり聞こえる装置（難聴者用ヒアリンググループ）を設置しています。議会事務局において、専用受信機の貸し出しを行っています。貸し出しをご希望の方は、会議当日に使用申出書を議会事務局へご提出ください。使用申出書は議会事務局窓口又は市議会ホームページにあります。なお、テレコイル付補聴器・人工内耳を装用されている方は、お使いの補聴器・人工内耳のスイッチを【T（テレコイル）】に切り替えることで、ご利用いただけます。

【アドレス】 <http://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp> (   )

【窓 口】 議会事務局議事課 【電 話】 50-3566 【FAX】 24-0123

【E-mail】 [fj-giji@city.fujisawa.lg.jp](mailto:fj-giji@city.fujisawa.lg.jp)

## (6) 点字・録音図書の製作と貸出

【対象者】市内在住・在勤・在学で身体障がい者手帳の視覚障がいの程度が1～6級の方

【内容】点字図書や録音図書の製作と郵送による貸出を行っています。相互貸借により全国の点字図書・録音図書が利用できます。

【窓口】藤沢市点字図書館 〒252-0804 湘南台7-18-2 総合市民図書館内

【電話】44-2662 【FAX】44-2388

## (7) 手話・要約筆記者の設置・派遣

【対象者】聴覚又は音声・言語に障がいのある方

【内容】① 手話通訳者の設置

障がい者支援課及び庁内関係各課の窓口において、障がい者の相談・手続き等の通訳を行っています。

設置日時 月曜日から金曜日（閉庁日を除く）、午前8時30分～午後5時

② 手話通訳者・要約筆記者の派遣（電子申請可）

次のような用務の場合に通訳者を派遣します。

派遣希望日の5日前（閉庁日を除く）までにご申請ください。

- ア 公的機関手続きに関すること
- イ 医療・介護手続きに関すること
- ウ 教育・保育に関すること
- エ 地域活動に関すること
- オ 就労に関すること
- カ その他、市長が社会生活上必要と認めるもの

【電子申請二次元バーコード】



【必要書類】障がい者手帳、手話通訳者等派遣申請書

【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

地区福祉窓口 一覧 [→106ページ](#)

※藤沢市が開催する事業に参加するために手話通訳者・要約筆記者の派遣が必要な場合は、各事業の担当課へご相談ください。

【アドレス】<http://www.city.fujisawa.kanagawa.jp>

## (8) 盲ろう者通約・介助員の派遣

【対象者】身体障がい者手帳の視覚障がい又は聴覚障がいの程度が4級以上で、視覚障がいと聴覚障がいとの重複による障がいの程度が1・2級の方

【内容】通院や官公庁での手続きを行う場合など、コミュニケーションの支援と外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣します。

【利用方法】窓口で事前に利用登録が必要です。派遣依頼の申請を行い、派遣決定を受けると、通訳・介助員が派遣されます。

【窓口】神奈川県聴覚障害者福祉センター

〒251-8533 藤沢933-2

【電話】27-1911 【FAX】27-1225 【E-mail】[office@kanagawa-wad.jp](mailto:office@kanagawa-wad.jp)

## (9) FAX119番

【対象者】聴覚又は音声・言語に障がいのある方

【内容】FAXで119番通報することにより、救急車や消防車の要請ができます。

【利用方法】119番をダイヤルし、救急車等の要請内容をFAXで送信します。

【問合せ先】消防局警防課通信指令担当（防災センター3階）

【電話】22-8182 【FAX】22-8184

## (10) Eメール119番通報システム



【対象者】市内に在住又は通勤・通学されている聴覚又は音声・言語に障がいのある方のうち、障がい者手帳の交付を受けている方。

【内容】携帯電話やパソコン等インターネット接続端末機からEメールを利用して、藤沢市内に限り救急車や消防車の要請ができます。

※このシステムは、他の手段により通報する事ができない場合に利用し、あくまで補助的手段として活用していただくものです。携帯電話等の回線が混み合っている場合などは、メールが遅れたり消失したりする可能性もあります。

【利用方法】① 利用希望者は、障がい者支援課に備えてある申込書に必要事項を記入して提出します。

② 申込み後、おおむね1週間以内に消防局で利用者登録を行い、利用者にEメール119番専用アドレスと登録番号を通知します。

③ 利用者はEメール119番専用アドレスを自分の携帯電話等に登録することで、緊急時の通報が可能となります。

【問合せ先】消防局警防課通信指令担当（防災センター3階）

【電話】22-8182 【FAX】22-8184

【受付窓口】障がい者支援課

## (11) Net119緊急通報システム



【対象者】市内に在住又は通勤・通学されている聴覚又は音声・言語に障がいのある方、若しくはこれと同等の障がいのある方。

【内容】携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用して、簡単な操作で119番通報を行うことができるシステムです。

【利用方法】① 利用方法は、書面申請とWEB申請があります。書面申請の場合、申請書を市ホームページからダウンロードするか、藤沢市防災センター3階の警防課通信指令室で配布します。WEB申請の場合、「藤沢市Net119」と検索し、警防課Net119のホームページに記載のとおり申請してください。

② 迷惑メール設定やアクセス制限をご利用の場合には、設定を変更しないと使用できない場合がありますので、迷惑メール設定の確認をしてください。ご不明な場合は、携帯電話・スマートフォンの購入店にお問い合わせください。この際『web119.infoのドメインを利用可能にしてほしい』と伝えてください。

【書面申請】① 申請書へ必要事項を記載の上、藤沢市防災センター3階の警防課通信指令室へ提出してください。提出にあたり、手話通訳・要約筆記が必要な場合は、事前に警防課通信指令室までご連絡ください。

② 申請書に記載された情報を基に登録作業を行います。作業時間は30分程度を見込んでいますが、混雑の場合などは、お待たせする場合があります。

【持ち物】① 利用登録する携帯電話・スマートフォン

② 申請書（署名必須）

③ 委任状（代理人が提出する場合）

【WEB申請】藤沢市Net119緊急通報システム利用規約に同意の上、ホームページ記載のとおり進んでください。

【問合せ先】消防局警防課通信指令担当（防災センター3階）

【電話】22-8182 【FAX】22-8184

【アドレス】<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/keibou/net119.html>

**(12) 県警FAX110番** **身**

- 【対象者】聴覚又は音声・言語に障がいのある方  
【内容】警察への通報手段として、専用ファックスを設置しています。  
【FAX】0120-110221（フリーダイヤル）  
045-211-0110（有料）  
【窓口】神奈川県警察本部地域部通信指令課  
【電話】045-211-1212（有料）

**(13) 110番アプリシステム** **身**

- 【対象者】聴覚又は音声・言語に障がいのある方  
【内容】スマートフォンなどを利用して、文字や画像で警察へ通報可能なシステムです。  
【利用方法】文字対話方式  
スマートフォンに専用のアプリケーションプログラムをダウンロードして通報する方法です。  
【窓口】神奈川県警察本部地域部通信指令課  
【電話】045-211-1212（有料）

**(14) 電話リレーサービス** **身**

- 【対象者】聴覚や発話に困難のある方  
【内容】聴覚や発話に困難のある方と、きこえる方との会話を通訳オペレータが「手話」又は「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるができるサービスです。24時間・365日、双方向での利用、緊急通報機関への連絡も可能です。  
※聴覚や発話に困難のある方は事前に利用者登録をして、電話リレーサービス専用の電話番号を取得することが必要です。きこえる方の利用者登録は不要です。  
【窓口】一般財団法人日本財団電話リレーサービス  
【電話】03-6275-0910 【FAX】03-6275-0913 【E-mail】info@nftrs.or.jp  
【アドレス】<https://nftrs.or.jp/>

**(15) 通常はがき（青い鳥郵便はがき）の無償配付** **身** **知**

- 【対象者】① 身体障がい者手帳1・2級を持っている方  
② 療育手帳A1・A2を持っている方  
【内容】① 通常郵便葉書（無地、インクジェット紙又はくぼみ入り※）  
② 通常郵便葉書・胡蝶蘭（無地又はインクジェット紙）  
※ 「くぼみ入り」は、目の不自由な方が使いやすいように、郵便葉書の表面左下部に半円形のくぼみを入れ、上下・表裏が分かるようにした郵便葉書です。  
【配布枚数】お一人につき上記配付葉書の中からいずれか1種類を20枚  
【配布期間】毎年4月から5月まで（年度により期間が変更になります）  
【利用方法】障がい者手帳を持って対象者の最寄りの郵便局へ。  
又は、「青い鳥郵便葉書配付申込書」と明記した用紙に、障がい者手帳の種類、手帳番号、級別又は程度、希望する葉書の種類、住所、氏名を記入し、障がい者手帳の写しとともに最寄りの郵便局へ郵送してください。  
【窓口】藤沢郵便局 〒251-8799 藤沢115-2 【電話】26-1551 【FAX】24-1128  
藤沢北郵便局 〒252-0899 高倉1220 【電話】43-1502 【FAX】44-7383

#### **(16) 声の資源とごみの分け方・出し方（収集日程カレンダー含）の発行**

【内 容】 藤沢市では、視覚障がいのある方向けに録音版のごみカレンダーを作成しています。毎年3月下旬に新年度の録音版を送付いたしますので、必要な方は環境事業センターまでご連絡ください。

※年度途中での登録、送付も可能です。

【窓 口】 環境事業センター 【電 話】 87-3912 【FAX】 87-9779

【E-mail】 fj-kankyo-j@city.fujisawa.lg.jp

## 8 社会参加支援

### 8-1 外出の支援

#### (1) 身体障がい者補助犬の給付

身

- 【対象者】 重度の視覚障がい、肢体不自由、聴覚障がいの方で、所定の訓練を経て、身体障がい者補助犬の使用が適当と認められる方
- 【内容】 補助犬の種類は、盲導犬、介助犬、聴導犬です。  
給付数に限りがありますので、希望者が多い場合は給付が翌年度以降になることがあります。費用は無料ですが、訓練時の飲食費等は実費負担となります。
- 【窓口】 神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1
- 【電話】 045-210-4709 【FAX】 045-201-2051

#### (2) 福祉バス「ともしび号」の運行

身 知 精

- 【対象者】 障がい児者の利用者が3分の1以上の20名～50名までの団体（横浜市、川崎市、相模原市を除く）
- 【内容】 障がい者の方が、研修や社会見学、スポーツ、レクリエーション等の団体活動に出かける時に利用できる、車いす用リフト付大型バスを1台運行しています。  
利用申込みが多い日を中心に、一般の観光バスも増便運行します。
- ・ 利用できる日数 日帰り又は1泊2日。利用回数は1団体あたり1年度につき、日帰りの場合2回、1泊2日の場合1回まで。
  - ・ 利用料金 無料。ただし、有料道路通行料・カーフェリー料・駐車場利用料・乗務員（運転士、運転士助手の計2名）の宿泊料等（宿泊手配も含む）は利用団体の負担となります。
- 【利用申込】 利用希望日の3か月前の同日（土・日・休日・年末年始の場合は直後の平日）に、電話又はファックスで申込みます（利用者多数の場合は抽選となります）。  
また、空きがある場合には、利用希望日の10日前まで先着順により申込みを受け付けています。
- ・ 受付時間 午前10時から正午まで
  - ・ 原則として申込当日の午後に、当選・落選が電話連絡されます。
- 【利用手続】 ① 当選の方は、「神奈川県福祉バス利用申込書」に必要事項を記入し、利用日の2か月前の月末までに下記申込先に郵送してください。  
（行先、スケジュール等の資料がある場合は、一緒に送付願います）
- ② 「神奈川県福祉バス利用申込書」を審査し、利用日の1か月前の月末に「神奈川県福祉バス利用承認通知書」をお送りします。
- ③ 利用当日に「神奈川県福祉バス利用承認通知書」、「神奈川県福祉バス利用申込書（控え）」を持参してください。
- 【申込み・問い合わせ先】 神奈中観光株式会社 福祉バス係
- ・ 申込受付専用ダイヤル【電話】 042-706-4990 【FAX】 042-788-2651
  - ・ 申込書送付先 〒194-0004 東京都町田市鶴間7-6-22
  - ・ 緊急時連絡先（中止等）《24時間対応》
- 【電話】 0463-51-6901 【FAX】 0463-51-6902
- ・ その他は、神奈川県障害福祉課【電話】 045-210-4709 へ

## 8-2 交通手段の割引・外出支援

### (1) 鉄道等運賃の割引



#### ■ 旅客鉄道株式会社（JR）線

対 象	割引対象乗車券類	割引率	記事
第1種障がい者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 但し回数乗車券は JR 線区間単独の発売となります。
第1種障がい者とその介護者又は12歳未満の障がい者とその介護者	定期乗車券（小児定期乗車券を除きます。）	50%	私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。 小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障がい者が単独でご利用になる場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを超える場合（私鉄線等他鉄道会社線とまたがる場合を含みます。）

※ JR線と私鉄線等他の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲があらかじめ決められています。

※障がい者と介護者がご利用になる場合は、同一区間の乗車券類をお買い求めいただきます。

【利用方法】① 障がい者手帳を提示のうえ、駅窓口で割引適用後の切符を購入します。ただし、第1種の方が、介護者とともに乗車する場合、券売機で小児用普通乗車券を購入し、改札係員に障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳）を提示し利用します。  
また、障がい者割引の適用条件を満たして、SuicaやPASMOなどの交通系ICカードで乗車する場合は、自動改札機から入場し、出場駅の改札窓口にて障がい者手帳を提示して割引の適用を受けます。なお、出場時に自動改札を通過しますと、通常の運賃が適用されますのでご注意ください。

② 第1種の方で、障がい者と介護者が利用する場合は、乗車券類の種類、乗車区間及び有効期間が同一であり、同時購入が必要です。

※ 各鉄道会社線でもJR線に準じた内容がありますが、鉄道会社により異なる場合があります。

【窓 口】各鉄道会社

#### ■ 精神障がい者保健福祉手帳について

一部私鉄等で割引の対象となる場合があります。詳しくは各鉄道会社にお問い合わせください。

### (2) バス運賃の割引



- 【対 象 者】① 身体障がい者手帳及び療育手帳を持っている方  
② 第1種の身体障がい者手帳及び療育手帳を持っている方の介護者  
③ 第2種の身体障がい者手帳及び療育手帳を持っている12歳未満の方の介護者

【内 容】

区分	障がい者本人	介護者
第1種	5割引 定期乗車券は3割引	5割引 定期乗車券は3割引
第2種	5割引 定期乗車券は3割引	適用になりません
第2種で障がい者本人が12歳未満	5割引 定期乗車券は3割引	5割引 定期乗車券は3割引

※【対象者】及び【内容】は、運行するバス会社、路線によって異なる場合があります。

【利用方法】運賃支払い時、障がい者手帳又は福祉事務所長が発行する「障がい者一般乗合自動車運賃割引証」を提示の上、割引後の運賃をお支払いください。

Suica やPASMOなどの交通系ICカードで乗車する場合は、運転士が割引運賃の設定を行った後に、タッチしてお支払いください。

第2種の身体障がい者手帳及び療育手帳を持っている12歳未満の方が介護者とともに乗車する場合や、障がい者手帳の代用として利用できる「障がい者一般乗合自動車運賃割引証」を障がい者支援課及び地区福祉窓口で発行しています。

※障がい者一般乗合自動車運賃割引証の発行には障がい者手帳が必要です。

※障がい者一般乗合自動車運賃割引証は神奈川県域のバスで使用できます。県外のバスをご利用の場合は、障がい者手帳を提示してください。

【窓 口】各バス会社

「障がい者一般乗合自動車運賃割引証」の発行に関しては、障がい者支援課

【電 話】50-3528 【FAX】25-7822 地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#)

※18歳未満の方については、申請・交付の窓口が子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

### **(3) 国内航空運賃の割引** 身 知 精

【対 象 者】次の①から③の障がい者手帳をお持ちの満12歳以上の方及びその方を介護する満12歳以上の方1名

① 身体障がい者手帳

② 療育手帳

③ 精神障がい者保健福祉手帳

※顔写真付きのもの及び搭乗日当日が有効期間内であるものに限る

【内 容】障がい者本人及び介護者1名について割引されます（割引率や、割引対象となる障がい者手帳、介護者の割引適用の有無については、航空運送事業者、路線によって異なることがあります）。

【利用方法】航空券販売窓口で障がい者手帳を提示する。

【窓 口】国内の各航空会社

### **(4) フェリー等運賃の割引** 身 知 精

【対 象 者】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を持っている方。

【内 容】障がい者手帳を持っている方及び介護者の運賃が割引されます。ただし、会社によって割引範囲（対象となる手帳の種類、介護者割引の有無等）が異なりますので、詳しくは、それぞれの会社にお問い合わせください。

### **(5) タクシー料金の割引** 身 知 精

【対 象 者】身体障がい者手帳又は療育手帳を持っている方、精神障がい者保健福祉手帳を持っている方は、一部のタクシー会社を除き利用できます。

【内 容】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を、乗車時にタクシー運転手に提示してください。運賃が1割引されます。詳細は、ご利用のタクシー会社にお問い合わせください。



## (6) 福祉タクシー利用助成

## 身 知 精

【対象者】市内に居住し、次のいずれかに該当する在宅の方。

- ① 身体障がい者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいのある方  
ア 上肢又は内部障がい1級  
イ 下肢又は体幹障がい1～3級  
ウ 視覚障がい1・2級
  - ② 療育手帳 A1・A2の方（または知能指数35以下の方）
  - ③ 身体障がい者手帳2・3級かつ療育手帳 B1の方（または知能指数50以下の方）
  - ④ 精神障がい者保健福祉手帳1級の方
  - ⑤ 特定医療費（指定難病）医療受給者証・特定疾患医療受給者証の交付を受けている方
- ※ 障がい者施設に入所している方のうち、藤沢市に住所がある方は帰宅訓練給付として通常の交付枚数の半分の支給します。

- 【内容】
- ① 交付月から年度末まで一括交付します。年1回だけの発行となり、紛失等の場合でも再発行はいたしませんので、取り扱いにご注意ください。
  - ② 1月あたり400円券を6枚交付します。  
時間制運賃用タクシー利用券は1月あたり2枚交付します。  
※ しん臓機能障がい人工透析による通院をされている方は1.5倍の割増交付をします。（生活保護を受給されている方は除く）
  - ③ 1回の乗車につき最大2,400円分まで使用できます。時間制運賃用タクシー利用券は1枚のみ使用でき、助成額は時間制運賃の最初の30分までの額となります。  
※ タクシーに乗車の際に障がい者手帳を提示するとタクシー料金が1割引になりますので、福祉タクシー利用券と併用してください（「(5)タクシー料金の割引」参照）。
  - ④ 藤沢市との間で契約を締結した事業者のタクシー（車輛）で利用できます。
    - ・ 社団法人神奈川県タクシー協会加盟タクシー
    - ・ 県央個人タクシー協同組合加盟タクシー
    - ・ 東日本介護タクシー協同組合に加盟している神奈川県内の介護タクシー※ 上記以外にも契約を締結している事業者がありますので、ご乗車前にタクシー会社や運転手にご確認ください。

【必要書類】障がい者手帳又は特定医療費（指定難病）医療受給者証・特定疾患医療受給者証、（残券がある方は）前年度のタクシー券のつづり

【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#)

## (7) 有料道路通行料金の割引



- 【対象者】① 本人運転の場合 身体障がい者手帳を持っている方。  
② 介護運転の場合 第1種の身体障がい者手帳又は第1種の療育手帳を持っている方を乗せてその介護者が運転する場合。

【内容】有料道路を通行する場合、通行料金が通常料金の半額となります。

※ETC利用の場合には、一定の要件を満たす自動車の事前登録が必要です。

① 障がい者1人につき事前登録できる車両は1台のみです。

② 本人又は親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等）が所有する自動車であること。ただし、介護運転が認められる場合で、親族等が自動車を所有していないときは、障がい者本人を継続して日常的に介護している方が所有する自動車も含まれます。

※ ETCを利用しない場合、自動車の登録は原則不要ですが、割引を受けられる自動車の範囲が決められています。自動車の割引適用範囲等についてはNEXCO中日本のホームページをご参照ください。(https://dc2.c-nexco.co.jp/etc/discount/handicapped/)

【必要書類】① 障がい者手帳

② 運転免許証（本人運転の場合）

※ ETC利用申請の場合は、①・②の他に③～⑤が必要です。

③ 自動車車検証（電子車検証の場合は、車検証閲覧アプリをICカード読取可能なスマートフォンにダウンロードし、ご持参ください。もしくは、自動車検査証記録事項をご持参ください。）

④ 障がい者本人名義のETCカード（未成年の重度障がい者の場合のみ親権者又は法定代理人も可）

⑤ ETC車載器セットアップ申込書もしくは証明書

【割引有効期間】新規及び変更の申請の場合は、申請をした日からその後の2回目の誕生日まで。更新申請の場合は、3回目の誕生日までとなります。

更新申請は、割引有効期限の2か月前から行うことができます。

※ETCをご利用の場合は、割引有効期間の約3週間前までには更新申請を行ってください。

【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、申請・交付の窓口が子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#)

※ETC利用申請をする場合、オンライン申請受付サイトでも申請可能です。

オンライン申請受付サイト (https://www.expressway-discount.jp)

【制度に関するお問い合わせ】NEXCO中日本 お客様センター

【電話】0120-922-229 【IP電話等】052-223-0333（有料）

### ■ETC利用の場合は以下もご参照ください。

【事前登録対象自動車】乗用車等で自動車車検証に「自家用」と記載されているもの（事業用は除く）。

対象となる自動車は自動車車検証において以下の要件を満たしているものです。

用途欄等の記載	要件
乗用	乗車定員が10人以下のもの（軽自動車も対象となります。）
貨物	後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られた最大積載量500kg以下のもの
特種	「車体の形状」欄に車いす移動車、患者輸送車又はキャンピング車のいずれかが記載されているもので、乗車定員が10人以下のもの
二輪自動車	総排気量が125ccを超えるもの

※ レンタカー、タクシー、借用自動車、車検・修理時の代車、福祉施設の所有する自動車等は事前登録できません。

※ 所有者が第三者（法人等）となっている自動車については、割賦購入（ローン）又は長期リースの場合を除いて事前登録できません。

**(8) 公共自動車駐車場駐車料金の減免****身 知 精**

【藤沢市】

施設名	奥田公園駐車場	湘南台駅地下自動車駐車場
障がい者手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳 A1～B2 級 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級 特定医療費（指定難病）医療受給者証 特定疾患医療受給者証及び介護保険法 第 12 条第 3 項の被保険者証（要介護 保険者又は居宅要支援被保険者）	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳 A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級 特定医療費（指定難病）医療受給者証
割引内容	市民会館・南市民図書館・秩父宮記念体育館・ 藤沢市保健所、南保健センターを利用した場合 のみ、駐車料金が無料	駐車料金の 60%減額 ※出庫時に駐車場係員に障がい者手帳を提 示してください。
問い合わせ先	奥田公園駐車場管理事務所 〒251-0026 鶴沼東 5-3 【電話】27-6191 【FAX】27-6191	湘南台駅地下自動車駐車場管理事務所 〒252-0804 湘南台 1-43-13 B2F 【電話】43-9253 【FAX】43-9254

※駐車料金を精算するときに、精算機の呼び出しボタンで係員を呼び、手帳を提示してください。

【神奈川県】※駐車場改修等により、利用ができない期間がある場合がございます。

施設名	湘南港臨港道路附属駐車場	江の島なぎさ駐車場
障がい者手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級、療育手帳 A1～B2、精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級	
割引内容	駐車料金の 50%減額	
問い合わせ先	湘南港管理事務所 〒251-0036 江の島 1-11 【電話】22-2128	〒251-0036 江の島 1-2-1 【電話】29-6574

施設名	片瀬海岸地下駐車場	中部駐車場（中部バス駐車場）
障がい者手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級、療育手帳 A1～B2、精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級	
割引内容	駐車料金の 50%減額	
問い合わせ先	〒251-0035 片瀬海岸 2-19 【電話】24-0425	〒251-0035 片瀬海岸 3-25-26 【電話】35-0036

施設名	西部駐車場	緑陰（りょくいん）広場駐車場
障がい者手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級、療育手帳 A1～B2、精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級	
割引内容	駐車料金の 50%減額	
問い合わせ先	〒251-0037 鶴沼海岸 1-17-24 【電話】35-0031	公園管理事務所サーフビレッジ 〒251-0037 鶴沼海岸 1 丁目地内 【電話】34-9912

施設名	江の島かもめ駐車場
障がい者手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳 A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級
割引内容	駐車料金の 50%減額
問い合わせ先	〒251-0036 藤沢市江の島 1-11-1 【電話】55-2543

※その他辻堂海浜公園駐車場なども障がい者手帳の提示による割引制度があります。

### (9) 市営有料自転車等駐車場利用料金の減免

身 知 精

【藤沢市】

施設名	市営有料自転車等駐車場 〈指定管理者：(公財) 藤沢市まちづくり協会〉
障がい者手帳の種類・等級	身体障がい者手帳 1～6 級 療育手帳 A1～B2 精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級 特定医療費（指定難病）医療受給者証 特定疾患医療受給者証及び介護保険法第 12 条第 3 項の被保険者証 （要介護被保険者又は居宅要支援被保険者）
割引内容	利用料金の 50%減額
問い合わせ先	自転車等駐車場管理事務所 〒252-0804 湘南台 1-43-13 B2F 【電話】43-9269 【FAX】43-9268

## 8-3 自動車運転等に関する制度

### (1) 安全運転相談

身 精

【内 容】障がいのある方が自動車の運転免許を取得する場合、事前に運転免許センターで運転適性等の検査・相談を受けることができます。必要に応じて、障がいのある方が運転訓練できるようアクセル・ブレーキ・ハンドル等を改造した教習車がある教習所の紹介を行っています。

- 相談日時 月～金曜日（休日・年末年始を除く）  
午前 9 時 30 分～午前 11 時、午後 2 時～午後 4 時  
第 3 日曜日（二輪実車に類するものを除く）  
午前 8 時 30 分～午前 11 時、午後 1 時～午後 3 時

- 相鉄線二俣川駅からバス約 5 分  
車に同乗して来られる方のために、専用駐車施設があります。

【窓 口】神奈川県警察運転免許センター 運転教育課 適性審査係  
〒241-0815 横浜市旭区中尾 1-1-1  
【電話】045-365-3111 【聴覚障がい者専用 FAX】045-363-7816

聴覚障がい者専用 FAX は、24 時間（自動受信）できますが、回答については、土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く平日に限らせていただきます。また、内容によっては、多少お時間をいただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。

**(2) 駐車禁止除外指定車標章**

**身 知 精**

【対象者】次のいずれかの障がいのある方（該当しない場合がありますので、事前に警察署にご確認ください）

- ① 身体障がい者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方
  - ア 視覚障がい 1～3級、4級の1
  - イ 聴覚障がい 2・3級
  - ウ 平衡機能障がい 3級
  - エ 上肢不自由 1級、2級の1、2級の2
  - オ 下肢不自由 1～4級
  - カ 体幹機能障がい 1～3級
  - キ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸機能障がい 1・3級
  - ク ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓の機能障がい 1～3級
  - ケ 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい
    - 上肢機能 1・2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。）
    - 移動機能 1・2級
- ② 療育手帳をお持ちで A1 又は A2 に該当する方
- ③ 戦傷病者手帳をお持ちで重度の障がいに該当する方
- ④ 精神保健福祉手帳 1 級の方で自立支援医療（精神通院）の受給者証をお持ちの方
- ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で色素性乾皮症の認定を受けている方

【内容】上記の方本人に対し駐車禁止除外指定車標章が交付されます。

駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた本人が乗車している場合など現に使用中の車両が除外対象となります。

※駐車禁止除外指定を受けていても交差点付近など駐停車できない場所があります。

【窓口】藤沢警察署交通課 〒251-0028 本鵜沼 4-1-8 【電話】24-0110

藤沢北警察署交通課 〒252-0805 円行 2-5-1 【電話】45-0110

※申請には、上記対象者の3か月以内に発行された住民票の写しが必要となります。

その他、手続きに必要な書類は警察署にご確認ください。

## 9 手当・年金・給付金

### (1) 障がい児福祉手当

身 知 精

【対象者】 次のいずれかに該当する20歳未満の重度障がい児で、日常生活において常に介護を必要とする在宅の方

※別に定める基準がありますので必ず事前にお問い合わせください。

- ① 身体障がい者手帳1・2級の一部の方
- ② 知能指数20以下の方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級の一部の方、その他常時介護が必要と認められる方  
ただし、次に該当する方は除く。
  - ア 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上ある方
  - イ 障がいを支給事由とする公的年金を受給している方
  - ウ 障がい児入所施設とその他これに類する施設で、厚生労働省令で定めるものに入所している方
  - エ 障がい児で補聴器の交付を受けている方、又は自動車免許を所持している方

【支給額】 月額15,690円（令和6年4月～）

※ 手当の額は、毎年4月・10月に物価変動に応じて改定される場合があります。

【支給月】 2月・5月・8月・11月（それぞれ前月分までの手当を支給）

【必要書類】 ① 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）

- ② 本人名義の普通預金通帳
  - ③ 障がい児福祉手当認定診断書（診断書による判定の必要な方のみ）
  - ④ 障がい児福祉手当認定請求書
  - ⑤ 障がい児福祉手当所得状況届
  - ⑥ 特別児童扶養手当証書（受給者のみ）
  - ⑦ 遺族年金等の年金証書及び支払通知書（受給者のみ）
  - ⑧ マイナンバーカード
- ※ 市外からの転入の方は課税証明書等が必要になる場合があります。

【窓口】 障がい者支援課 【電話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※ 18歳未満の方については、子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電話】 50-3569 【FAX】 50-8428

### (2) 特別障がい者手当

身 知 精

【対象者】 20歳以上の障がい者で、国民年金の1級程度の障がいが重複するなど著しく重度の障がい状態にあるため、日常生活に常に特別の介護を必要とする在宅の方  
ただし、次に該当する方は除く。

- ① 本人、配偶者又は扶養義務者の所得が一定額以上ある方
- ② 障がい者支援施設とその他これに類する施設で、厚生労働省令で定めるものに入所している方
- ③ 3か月以上医療機関に入院している方  
なお、原爆被害者の介護手当、公害被害補償法及び予防接種法の手当とは併給調整があります。

【支給額】 月額28,840円（令和6年4月～）

※ 手当の額は、毎年4月・10月に物価変動に応じて改定される場合があります。

【支給月】 2月・5月・8月・11月（それぞれ前月分までの手当を支給）

- 【必要書類】① 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）  
 ② 本人名義の普通預金通帳  
 ③ 年金証書及び支払通知書（受給者のみ）  
 ④ 特別障がい者手当認定請求書  
 ⑤ 特別障がい者手当所得状況届  
 ⑥ 特別障がい者手当認定診断書  
 ⑦ マイナンバーカード  
 ※ 市外からの転入の方は課税証明書等が必要になる場合があります。

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】 50-3528 【FAX】 25-7822

### (3) 神奈川県在宅重度障がい者等手当

身 知 精

【対 象 者】

次の1から3のすべてに該当する方が対象になります。

#### 1（障がい要件）

次の①から⑤のいずれかに該当する方

- ① 身体障がい者手帳1・2級 + 療育手帳A1～B1（又は知能指数50以下と判定された方）
- ② 身体障がい者手帳1・2級 + 精神障がい者保健福祉手帳1級
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳1級 + 療育手帳A1・A2（又は知能指数35以下と判定された方）
- ④ 身体障がい者手帳3級 + 精神障がい者保健福祉手帳1級 + 療育手帳B1（又は知能指数50以下と判定された方）
- ⑤ 特別障がい者手当又は障がい児福祉手当を受給されている方

#### 2（在住要件）

令和6年8月1日時点で、6か月以上、神奈川県内に継続してお住まいの方

#### 3（年齢要件）

65歳より前において、次の①から④のうち、いずれかに該当する方

- ① 身体障がい者手帳の交付を受けたことがある方
- ② 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方
- ③ 療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や更生相談所などにおいて知的障がい者と判定された方
- ④ 特別障がい者手当又は障がい児福祉手当を受給したことがある方

※ただし、次に該当する方は除きます。

- ・令和5年8月1日から令和6年7月31日までの1年間に、継続して3か月を超えて、医療機関や施設に入院（所）している方又はしていた方
- ・本人、配偶者又は扶養義務者の令和5年分の所得額が一定額以上である方（所得基準は特別障がい者手当又は障がい児福祉手当と同じになります）

【支 給 額】 年額 60,000 円

【支給時期】 1 月

- 【必要書類】① 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のうち該当するもの  
 ② 本人名義の普通預金通帳  
 ③ 神奈川県在宅重度障がい者等手当認定申請書  
 ④ 年金証書及び支払通知書（受給者のみ）  
 ⑤ 特別児童扶養手当証書（受給者のみ）  
 ⑥ マイナンバーカード

※市外からの転入の方は課税証明書等が必要になる場合があります。

【申請期限】 8月1日から9月10日

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※18歳未満の方については、子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電 話】 50-3569 【FAX】 50-8428

※平成22年度から支給対象者の基準が変更になりました。

**(4) 藤沢市障がい者福祉手当****身 知 精**

【対 象 者】市内に居住する 20 歳未満の方、あるいは 個人市町村民税が課税されていない 20 歳以上 65 歳未満の方で、次のいずれかに該当する方。

- ① 身体障がい者手帳 1～3 級を持っている方
- ② 療育手帳 A1～B1（知能指数 50 以下）を持っている方
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳の 1・2 級を持っている方

ただし、次に該当する方は支給停止となります。

- ア 障がい児福祉手当、特別障がい者手当又は福祉手当（経過措置）を受給している方
- イ 施設等（老人ホームを除く）に入所している方

【支 給 額】月額 4,000 円

【支給時期】2 月・8 月（それぞれ前月分までの手当を支給）

【必要書類】① 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれかの手帳

② 本人名義の普通預金通帳

③ 藤沢市障がい者福祉手当支給申請書兼同意書

④ マイナンバーカードもしくは非課税証明書等（省略できる場合があります）

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→106 ページ](#)

**(5) 藤沢市外国籍等障がい者福祉給付金****身 知 精**

【対 象 者】昭和 61 年 3 月 31 日以前に日本に居住し、藤沢市に 1 年以上住民登録をしている方で、公的年金を受けるために必要な要件を制度上満たすことができない「外国籍を有する方」、又は「海外から転入した方」で、次のいずれかに該当する方。

※初診日など追加で定める基準があります。

① 重度障がい者

ア 身体障がい者手帳 1・2 級を持っている方

イ 療育手帳 A1・A2 を持っている方

ウ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級を持っている方

② 中度障がい者

ア 身体障がい者手帳 3 級を持っている方

イ 療育手帳 B1 を持っている方

ウ 精神障がい者保健福祉手帳 2 級を持っている方

ただし、次に該当する方は除く。

(1) 本人の前年の所得額が一定額以上ある方

(2) 障がいを支給事由とする公的年金を受給している方

(3) 生活保護を受けている方

(4) 養護老人ホーム・特別養護老人ホームに入所している方

(5) 重度又は中度の障がい者でなくなった方

【支 給 額】① 重度障がい者 月額 38,000 円

② 中度障がい者 月額 26,000 円

【支給時期】3 月・9 月

【必要書類】① 身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳

② 本人名義の普通預金通帳

③ 住民票

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822



**(6) 藤沢市重度心身障がい者介護手当****身 知**

【対象者】市内に居住している4歳以上65歳未満の障がい児者で、介護保険のサービスを利用していない方のうち、次のいずれかに該当する障がい児者を介護している方

- ① 6か月以上寝たきり又はこれと同様の状態にあり、常時他のものの介護によらなければならない1・2級の肢体不自由・内部障がい・視覚障がいの身体障がい者手帳を持っている方。ただし、視覚障がいの場合は、未就学児に限る。
- ② 療育手帳A1・A2で常時他の者の介護によらなければならない方  
ただし、次の場合は除く。  
ア 障がい者（児）が施設に入所しているとき  
イ 障がい者（児）が医療機関に入院しているとき  
ウ 現に介護をしていないとき

【支給額】月額 7,000円

【支給時期】2月・8月（それぞれ前月分までの手当を支給）

- 【必要書類】
- ① 身体障がい者手帳又は療育手帳
  - ② 介護者名義の普通預金通帳
  - ③ 重度心身障がい者介護手当支給申請書
  - ④ 重度心身障がい者介護状況届

【窓口】障がい者支援課 【電話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#) ※詳しくはお問い合わせください。

**(7) 特別児童扶養手当****身 知 精**

【対象者】精神、知的又は身体障がい（中程度以上）の状態にある20歳未満の児童を監護している父又は母、若しくは父母に代わって養育している方（所得制限があります）

ただし、次の場合は除く。

- ① 児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ② 児童が障がいを理由とする公的年金を受給することができるとき  
障がいの範囲については、直接担当窓口までお問い合わせください。

【支給額】1級 月額55,350円 2級 月額36,860円

※ 手当の額は、物価変動に応じて改定される場合があります。

【支給時期】4月・8月・11月

【窓口】子育て給付課 【電話】50-3580 【FAX】50-8416

**(8) 児童扶養手当****身 知 精**

【対象者】児童を監護している父又は母が児童扶養手当法施行令で定める障がいの状態にある場合、母又は父。ただし、手当は障がいのある父又は母が受給している障がい年金の児童加算分を除く。（所得制限があります）

■児童とは、次のいずれかに該当する者を言います。

- ① 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
- ② 20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態にある者

- 【支給額】
- ① 対象児童1人の場合 月額45,500円（所得によっては45,490～10,740円）
  - ② 対象児童2人の場合 月額10,750円を加算（所得によっては10,740～5,380円）
  - ③ 対象児童3人目から1人につき月額6,450円を加算（所得によっては6,440～3,230円）

※手当の額は、物価変動に応じて改定される場合があります。

※2024 年度中に制度改正が予定されています。詳細が決定し次第、市のホームページの子育て給付課のページに掲載します。

【支給時期】 1月・3月・5月・7月・9月・11月

【窓口】 子育て給付課 【電話】 50-3580 【FAX】 50-8416

### (9) 障がい厚生年金・障がい共済年金

身 知 精

【内 容】 厚生年金や共済組合の加入中に初診日のある病気やケガで、障がい認定日又は 65 歳までに一定の障がいが生じたときに受け取ることができる年金です。

法令で定める障がいの程度により等級 1～3 級があり、1 級と 2 級は障がい基礎年金と併せての受給となります。

【年金の額】 等級及び本人の給与水準や厚生年金等の被保険者期間の長さに応じて個別に計算されます。

※等級は障がい者手帳の等級とは異なります。

【窓 口】 障がい厚生年金：日本年金機構 藤沢年金事務所 お客様相談室 ※要事前予約

【電 話】 50-1151

障がい共済年金：各共済組合

### (10) 障がい基礎年金

身 知 精

【内 容】 障がい基礎年金は国民年金加入中又は 20 歳前に初診日のある病気やケガで、国民年金で定める障がい認定日又は 65 歳までに一定の障がいが生じたときに、受け取ることができる年金です。

【年金の額】 ① 令和 5 年 4 月時点の金額 ※等級は障がい者手帳の等級とは異なります。

1 級 年額 993,750 円

2 級 年額 795,000 円

② 加算額

障がい基礎年金受給者によって生計を維持されている子（18 歳到達年度の末日までにある子又は障がい等級 1 級、2 級の状態にある 20 歳未満の子）があるとき加算額がつきます。

なお、障がい基礎年金の加算額よりも児童扶養手当の額が高い場合は、差額分の児童扶養手当を受給できます。

ア 1 人、2 人目の子 1 人につき・・・228,700 円

イ 3 人目以降 1 人につき・・・76,200 円

※年金給付額は物価変動等により改定される場合があります。

※年金の支払いは原則偶数月の 15 日に振り込まれます。

【支給要件】 次の 3 つの要件を満たしている場合に支給されます。

① 初診日において、国民年金に加入中であること。又は、国民年金に加入していた人が日本国内に住所を有し、60 歳以上 65 歳未満であること。

※65 歳以降に初診日のある障がいは対象となりませんのでご注意ください。

② 初診日の前々月までの被保険期間のうち 2/3 以上の保険料を納めた期間（保険料免除期間、学生納付特例期間、納付猶予期間も含む）があること。

※令和 8 年 3 月 31 日までに初診日がある場合は特例として初診日の属する月の前々月までの直近の 1 年間に保険料の未納期間がないこと。

③ 障がい認定日に法令で定められている障がい等級表の 1 級又は 2 級の障がいの状態になっていること。又は、障がい認定日に該当しなかった人が 65 歳の前々日までに該当するようになったとき。（等級は障がい者手帳の等級とは異なります。）

※ 20 歳前の病気やけがにより障がいが残った場合は、20 歳に達したとき（障がい認定日が 20 歳以後の場合は、その障がい認定日）に、③の要件を満たしていれば障がい基礎年金は受けられますが、本人の前年の所得により支給制限があります。

20歳前に障がいとなった場合の所得限度額

扶養人数	0人	1人	1人増すごとに
半額停止	3,704,001円～ 4,721,000円	4,084,001円～ 5,101,000円	左記にプラス 380,000円
全額停止	4,721,001円～	5,101,001円～	

【窓 口】 保険年金課国民年金担当 【電 話】 50-3521 【FAX】 50-8413

※ 等級認定の審査、支払事務等は日本年金機構で行います。

※ 第3号被保険者中に初診日のある方は日本年金機構（藤沢年金事務所）が窓口です。

**(11) 特別障がい給付金**

**身 知 精**

【内 容】 国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障がい基礎年金等を受給できない障がいのある方を対象とした福祉的措置として、平成17年度に創設されました。

【対 象 者】 初診日が次のいずれかの期間中にあり、現在障がい基礎年金の1級、2級相当の状態にある方。ただし、65歳の前々日までに請求する必要があります。

① 平成3年3月以前に、学生で任意加入していなかった期間

② 昭和61年3月以前に、厚生年金、共済組合の加入者の配偶者で、任意加入していなかった期間

【給付金の額】 令和5年4月時点の金額 ※等級は障がい者手帳の等級とは異なります。

1級 月額 53,650円

2級 月額 42,920円

① 給付金は、請求のあった月の翌月分から支給されます。請求が遅れた場合、遡って受給できません。

② 給付金の額は、物価変動に応じて改定される場合があります。

③ 所得により支給が制限される場合があります。

④ 老齢年金等を受給されている場合は、支給の調整があります。

【窓 口】 保険年金課国民年金担当 【電 話】 50-3521 【FAX】 50-8413

※ 等級認定の審査、支払事務等は日本年金機構で行います。

**【ことばの説明】**

**初 診 日**：障がいの原因となる傷病で初めて医師等の診療を受けた日。いくつかの医療機関受診の場合は初めて医療機関で診療を受けた日です。

**障がい認定日**：初診日から原則1年6か月を経過した日。傷病によっては1年6か月经過前でも症状固定と見なされた日が障がい認定日となる特例があります。

**障がい等級**：国民年金・厚生年金・共済組合の各法令で定められた等級です。障がい者手帳の等級とは一致しません。

1級：他人の介助を受けなければほとんど日常生活をすることができないような程度。

2級：必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度。

詳細は以下の障がい等級表を参照されるか、主治医にご相談ください。

【障がい等級表】

1級	1	次に掲げる視覚障がい ア 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの イ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの エ 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
	3	両上肢の機能に著しい障がいをもつもの
	4	両上肢の全ての指を欠くもの
	5	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
	6	両下肢の機能に著しい障がいをもつもの
	7	両下肢を足関節以上で欠くもの
	8	体幹の機能に座していることが出来ない程度又は立ち上がることが出来ない程度の障がいをもつもの
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	11	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2級	1	次に掲げる視覚障がい ア 両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの イ 一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの ウ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの エ 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
	2	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
	3	平衡機能に著しい障がいをもつもの
	4	そしゃくの機能を欠くもの
	5	音声又は言語機能に著しい障がいをもつもの
	6	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの
	7	両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障がいをもつもの
	8	1上肢の機能に著しい障がいをもつもの
	9	1上肢の全ての指を欠くもの
	10	1上肢の全ての指の機能に著しい障がいをもつもの
	11	両下肢の全ての指を欠くもの
	12	1下肢の機能に著しい障がいをもつもの
	13	1下肢を足関節以上で欠くもの
	14	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをもつもの
	15	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
	16	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	17	身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(備考)

視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。(国民年金法施行令別表より)

↓ 二つからは障がい厚生・共済年金のみ	3級	1	次に掲げる視覚障がい ア 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの イ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下に減じたもの ウ 自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が70点以下に減じたもの
		2	両耳の聴力が、40センチメートル以上であれば通常の話声を解することができない程度に減じたもの
		3	そしゃく又は言語の機能に相当程度の障がいを残すもの
		4	脊柱の機能に著しい障がいを残すもの
		5	1上肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		6	1下肢の3大関節のうち、2関節の用を廃したもの
		7	長管状骨に偽関節を残し、運動機能に著しい障がいを残すもの
		8	1上肢のおや指及びひとさし指を失ったもの又はおや指若しくはひとさし指を併せ1上肢の3指以上を失ったもの
		9	おや指及びひとさし指を併せ1上肢の4指の用を廃したもの
		10	1下肢をリスフラン関節以上で失ったもの
		11	両下肢の10趾の用を廃したもの
		12	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
		13	精神又は神経系統に労働が著しい制限を受けるか、又は労働に著しい制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの
		14	傷病が治らないで、身体の機能又は精神若しくは神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを含むものであって、厚生労働大臣が定めるもの
	障がい手当金	1	両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの
		2	一眼の視力が0.1以下に減じたもの
		3	両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの
		4	両眼による視野が2分の1以上欠損したもの、ゴールドマン型視野計による測定の結果、I/2視標による両眼中心視野角度が56度以下に減じたもの又は自動視野計による測定の結果、両眼解放視認点数が100点以下若しくは両眼中心視野視認点数が40点以下に減じたもの
		5	両眼の調節機能及び輻輳機能に著しい障がいを残すもの
		6	1耳の聴力が、耳殻に接しなければ大声による話を解することが出来ない程度に減じたもの
		7	そしゃく又は言語の機能に障がいを残すもの
		8	鼻を欠損し、その機能に著しい障がいを残すもの
9		脊柱の機能に障がいを残すもの	
10		1上肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障がいを残すもの	
11		1下肢の3大関節のうち、1関節に著しい機能障がいを残すもの	
12		1下肢を3センチメートル以上短縮したもの	
13		長管状骨に著しい転位変形を残すもの	
14		1上肢の2指以上を失ったもの	
15		1上肢のひとさし指を失ったもの	
16		1上肢の3指以上の用を廃したもの	
17		ひとさし指を併せ1上肢の2指の用を廃したもの	
18		1上肢のおや指の用を廃したもの	
19	1下肢の第1趾又は他の4趾以上を失ったもの		
20	1下肢の5趾の用を廃したもの		
21	前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの		
22	精神又は神経系統に、労働が制限を受けるか、又は労働に制限を加えることを必要とする程度の障がいを残すもの		

**(12) 心身障がい者扶養共済制度****身 知 精**

【対 象 者】 将来独立自活することが困難な知的障がい者、身体障がい者（1～3級）、その他精神又は身体に永続的な障がいのある方を扶養している方で、次の要件を満たす方

- ① 加入時の年度の4月1日時点の年齢が満65歳未満であること。
- ② 加入時、市内に住んでいること
- ③ 特別な疾病や障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること

【内 容】 障がいのある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一事（死亡・重度障がい）があったとき、障がいのある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

【給 付 金】 ① 加入者が死亡又は著しい障がいを有する状態になった場合、障がい者に年金が支給されます。

② 障がい者が加入者の生存中に死亡したときは、弔慰金が支給されます。

年 金	加入者が死亡又は 重度障がい状態に なった場合	1口につき毎月20,000円	
弔 慰 金	加入者より先に障 がい者が死亡した 場合	加入（付加）期間が継続して 1年以上5年未満のとき	1口につき 50,000円
		加入（付加）期間が継続して 5年以上20年未満のとき	1口につき125,000円
		加入（付加）期間が継続して 20年以上のとき	1口につき250,000円

※障がいのある方が受け取られる年金については所得税及び地方税がかかりません。  
また、生活保護を受給される場合にもこの年金は収入認定されません。

【掛 金 額】

加入時、2口目の付加時の年度の 4月1日時点での年齢	掛金月額 (1口目、2口目共通)
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※納付方法は、加入後納付書が送付されますので、これにより納付してください。

※掛金の免除・減免制度があります。

※掛金の全額が所得税および地方税の対象となる所得から控除されます。

【必要書類】 ① 加入等申込書

② 住民票（保護者・障がい者）

③ 申込者（被保険者）告知書

④ 障がいの種類及び程度を証明する書類（身体障がい者手帳・療育手帳及び年金証書等）

⑤ 年金管理指定届（障がい者が年金を管理することが困難なとき）

【窓 口】 障がい者支援課 【電 話】 50-3528 【FAX】 25-7822

※変更手続きのみ地区福祉窓口でも受け付けています。 一覧：[→106ページ](#)

※18歳未満の方については、子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電 話】 50-3569 【FAX】 50-8428

**(13) ニュー福祉定期貯金****身 知 精**

【対 象 者】 障がい基礎年金や遺族基礎年金等をお受け取りの方

対象の年金等の種類は担当窓口へお問い合わせください。

【内 容】 預入期間 1 年、利率は 1 年定期貯金に 0.10%を上乗せした比率の定期貯金です。

預入限度額は 1 人につき 300 万円です。

【必要書類】 印鑑、年金証書、手当証明書又は受給者証明書、マイナンバーカード、本人確認書類、お持ちの貯金通帳

※詳しくは、最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局の貯金窓口にご確認ください。

【窓 口】 ゆうちょ銀行、郵便局

**(14) 生活保護の障がい者加算****身 精**

【対 象 者】 生活保護をご利用の方で、次のいずれかに該当する方

① 身体障がい者手帳 1～3 級

② 障がい年金 1・2 級

③ 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級。ただし、障がい者手帳の交付日が初診日から 1 年半経過している場合、又は障がい者手帳を更新している場合。

【内 容】 保護費が加算されます。

【窓 口】 生活援護課 【電 話】 50-3572 【FAX】 50-8414

## 10 公共料金等の割引

### (1) 下水道使用料の減額

身 知 精

【電子申請二次元バーコード】



【対象者】 次の障がい者手帳を持っている方がいる世帯

- ① 身体障がい者手帳 1～3 級
- ② 療育手帳 A1・A2・B1
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1・2 級

【内 容】 ① 障がい者が使用者本人の場合 75%の減額  
② 障がい者が使用者の家族（同居の親族に限る）の場合 50%の減額

【申請方法】 障がい者手帳をお持ちになって、下記窓口にてお手続きください。（電子申請可）

【適用開始】 申請された月の翌月以降の検針分から

※ 上下水道の使用者や住所及び減免理由（対象者、要件等）に変更があった場合は、改めて申請が必要ですので、すみやかに（なるべく変更のあった当月内に）お手続きください。

【窓 口】 下水道総務課 【電話】 50-8246 【FAX】 50-8388  
神奈川県企業庁藤沢水道営業所 〒251-0025 鶴沼石上 2-6-1  
【電話】 27-1211 【FAX】 25-2079  
神奈川県水道お客様コールセンター ※お問い合わせのみ  
【電話】 0570-005959 【FAX】 0570-014032

### (2) 水道料金の減額

身 知 精

【電子申請二次元バーコード】



【対象者】 次の手帳又は、証書を持っている方がいる世帯

- ① 身体障がい者手帳 1・2 級
- ② 療育手帳 A1・A2
- ③ 精神障がい者保健福祉手帳 1 級
- ④ 身体障がい者手帳 3 級、療育手帳 B1 又は B2、精神障がい者保健福祉手帳 2 級のうち 2 つ以上に該当
- ⑤ 特別児童扶養手当証書

【内 容】 水道基本料金及び基本料金に係る消費税等相当額が減額されます。

【申請方法】 障がい者手帳・証書をお持ちになって、下記窓口にてお手続きください。（電子申請可）

【適用開始】 申請された月の翌月以降の検針分から

※ 上下水道の使用者や住所及び減免理由（対象者、要件等）に変更があった場合は、改めて申請が必要ですので、すみやかに（なるべく変更のあった当月内に）お手続きください。

【窓 口】 下水道総務課 【電話】 50-8246 【FAX】 50-8388  
神奈川県企業庁藤沢水道営業所 〒251-0025 鶴沼石上 2-6-1  
【電話】 27-1211 【FAX】 25-2079  
神奈川県水道お客様コールセンター ※お問い合わせのみ  
【電話】 0570-005959 【FAX】 0570-014032



**(3) NHK放送受信料の免除****身 知 精**

【対象者】【内容】

全額免除	身体障がい者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	療育手帳又は判定書をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市民税非課税の場合
	社会福祉法に定める社会福祉事業を行う施設に入所している場合
半額免除	世帯主かつ契約者が視覚障がい又は聴覚障がいの身体障がい者手帳をお持ちの場合
	世帯主かつ契約者が1・2級の身体障がい者手帳をお持ちの場合
	世帯主かつ契約者がA1・A2の療育手帳をお持ちの場合
	世帯主かつ契約者が1級の精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの場合
	世帯主かつ契約者が特別項症から第1款症の戦傷病者手帳をお持ちの場合

【申請方法】障がい者支援課又は地区福祉窓口で、交付された免除証明書を、NHK横浜放送局経営管理企画センターに送付します。NHKで証明書の免除事由確認の後、受理通知書が届きます。

【必要書類】手帳、印鑑（認印可、スタンプ印不可）

※全額免除申請の際、当該年度の1月1日に藤沢市に住所がない場合は、1月1日に住民登録があった市区町村で発行する市区町村民税額証明書等が必要です。

※証明に必要な情報を市の公簿で確認できない場合は、証明書を発行できない場合があります。

【窓 口】障がい者支援課 【電 話】50-3528 【FAX】25-7822

※18歳未満の方については、申請・交付の窓口が子ども家庭課となります。

子ども家庭課 【電 話】50-3569 【FAX】50-8428

地区福祉窓口 一覧：[→106ページ](#)

【制度に関するお問い合わせ】

NHK 横浜放送局 経営管理企画センター

〒231-8324 横浜市中区山下町281番地

【電 話】045-212-2661 【FAX】045-212-0218

【受 付】平日10:00~17:00

**(4) 点字郵便物郵便料金の免除****身**

【対 象 者】次の郵便物を出される方

- ① 視覚障がい者用点字のみを内容とする郵便物
- ② 視覚障がい用の録音テープ等の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物（指定を受けている点字図書館、点字出版施設あてに差し出す場合、又はそこから差し出される場合のみ）

【内 容】郵送料が無料になります。（3kg以内）

郵便物の表に「Items for the blind」と記載が必要です。外から点字郵便物と判断がつかない場合は、郵便物の一部を開封することがあります。

【窓 口】各郵便局

**(5) NTT東日本電話番号案内料の免除（ふれあい案内）****身 知 精**

- 【対 象 者】① 身体障がい者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの障がいのある方  
 ア 視覚障がい1～6級  
 イ 肢体不自由1・2級  
     上肢、体幹、又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい  
 ウ 聴覚障がい2・3・4・6級  
 エ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい3・4級
- ② 戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの障がいのある方  
 ア 視覚障がい 特別項症～第6項症  
 イ 肢体不自由（上肢） 特別項症～第2項症  
 ウ 聴覚障がい 第2・4項症  
 エ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 第1・2・4項症
- ③ 療育手帳をお持ちの方  
 ④ 精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

【内 容】あらかじめ申請することにより、NTT104の電話番号案内を無料で利用できます。

【窓 口】ふれあい案内事務局 【電 話】0120-104174 【FAX】0120-104134

**(6) 携帯電話基本使用料等の割引****身 知 精**

- 【対 象 者】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を持っている方  
 【内 容】携帯電話基本使用料や通信料等が割引になります。サービスの内容は各社により異なります。  
 【必要書類】契約状況に応じて必要なものが異なりますので、取扱店でご確認ください。  
 【問 合 せ】

会社名	サービス名	携帯・PHS用番号	一般電話用番号
NTTdocomo	ハートィ割引	151	0120-800-000
au	スマイルハート割引	157	0120-977-033
SoftBank	ハートフレンド割引	157	0800-919-0157

## 11 税金の控除

### (1) 所得税、市・県民税、相続税の障がい者控除及び市・県民税非課税基準

#### 身 知 精

【対象者】① 所得税、市・県民税

次の表に該当する障がい者（児）が所得税、市・県民税の納税義務者本人、又は納税義務者の同一生計配偶者、又は扶養親族である場合

② 相続税

次の表に該当する障がい者が相続又は遺贈により財産を取得する場合

【控除額】

	障がい者控除	障がい者控除（特別障がい）
対象者	①身体障がい者手帳3～6級を持っている方 ②療育手帳（B1・B2）を持っている方 ③精神障がい者保健福祉手帳2・3級を持っている方など	①身体障がい者手帳1・2級を持っている方 ②療育手帳（A1・A2）を持っている方 ③精神障がい者保健福祉手帳1級を持っている方
所得税	所得金額から27万円が控除されます。	所得金額から40万円が控除されます。 同一生計となる配偶者や扶養親族が、同居特別障がい者の場合は、75万円が控除されます。
市・県民税	所得金額から26万円が控除されます。	所得金額から30万円が控除されます。 同一生計となる配偶者や扶養親族が、同居特別障がい者の場合は、53万円が控除されます。
相続税	85歳に達するまでの年数に10万円（平成27年1月1日以後）を乗じた金額を相続税額から控除します。	85歳に達するまでの年数に20万円（平成27年1月1日以後）を乗じた金額を相続税額から控除します。

※対象者について、詳細は国税庁ホームページのタックスアンサーNo.1160「2 障害者控除の対象となる人の範囲」をご覧ください。

※所得税については、原則手帳の交付を受けた年の年分から、市・県民税については、原則手帳の交付を受けた年の翌年度から控除の対象となります。毎年申告もしくは年末調整が必要です。

【市・県民税非課税基準】

市・県民税の納税義務者本人が ①身体障がい者手帳1～6級 ②療育手帳（A1・A2、B1・B2）  
③精神障がい者保健福祉手帳（1～3級）のいずれかを持っており、次の要件を満たす場合は市・県民税の非課税措置が適用されます。 令和2年度以前：合計所得金額125万円以下  
令和3年度以降：合計所得金額135万円以下

【窓 口】市・県民税：市民税課 【電 話】50-3510 【FAX】50-8404

所得税・相続税：藤沢税務署 〒251-8566 朝日町1-11 【電 話】22-2141

※ ただし、所得税、市・県民税を給与から源泉徴収、特別徴収されている場合は、勤務先の給与担当。

### (2) 贈与税の非課税

#### 身 知 精

日本国内に住所を有する特定障がい者（特別障がい者及び障がい者のうち精神に障がいのある方）が、特定障がい者扶養信託契約に基づく信託受益権の贈与を受けた場合には、「障がい者非課税信託申告書」を信託会社などの営業所を経由して、特定障がい者の納税地の所轄税務署長に提出することにより、信託受益権の価額のうち、6,000万円（特別障がい者以外の特定障がい者の方については3,000万円）までが非課税となります。

くわしくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

【窓 口】藤沢税務署 〒251-8566 藤沢市朝日町1-11 【電 話】22-2141

**(3) 個人事業税の非課税・減免****身**

【対象者】①重度の視覚障がい（両眼の視力が0.06以下）の方が、あん摩、はり、きゅう等医業に類する事業を行う場合

②1～4級の身体障がい者手帳を持っている方が事業を行う場合

【内容】①の場合 非課税

②の場合 事業税額から5,000円を限度として控除されます。

【窓口】藤沢県税事務所 〒251-8534 鶴沼石上2-7-1 神奈川県藤沢合同庁舎

【電話】26-2111 【FAX】25-6289

**(4) 預貯金等の利子非課税制度****身****知****精**

【対象者】身体障がい者手帳、療育手帳又は精神障がい者保健福祉手帳を持っている方等

【内容】元金350万円までの預貯金の利子及び額面の合計額350万円までの国債・地方債の利子が非課税となります。

【窓口】金融機関・証券会社

**(5) 自動車税種別割・自動車税（軽自動車税）環境性能割の減免****(5)-1 障がい者減免****身****知****精**

【対象者】次の表に該当する障がい者手帳をお持ちの方で、自動車の所有（取得）や使用状況が【内容】欄に該当する方

障がい者の区分	障がい区分		障がいの等級
身体障がい	視覚障がい		1～3級、4級の1（視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下（3級の2に該当するものを除く。））
	聴覚障がい		2・3級
	平衡機能障がい		3・5級
	音声又は言語機能障がい		3級（そしゃく機能障がいは対象外）
	上肢機能障がい		1・2級
	下肢機能障がい		1～7級
	体幹機能障がい		1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級（1上肢のみ運動機能障がいがある場合を除く）
		移動機能	1～7級
	心臓機能障がい		1・3・4級
	じん臓機能障がい		
	呼吸器機能障がい		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		
	小腸機能障がい		
肝臓機能障がい		1～4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
知的障がい（療育手帳をお持ちの方）			A1・A2
精神障がい			1級

【内 容】申請期限までに申請された場合、次の自動車に係る自動車税種別割及び自動車税（軽自動車税）環境性能割が減免されます。減免の限度額は、自動車税種別割 45,400 円（年税額）、自動車税（軽自動車税）環境性能割 9 万円（税率 3% の場合）です。  
申請期限後に申請された場合は、自動車税種別割のみ申請月の翌月から減免となります。

対象自動車	自動車を所有（取得）する方	自動車をもっぱら運転する方
自家用車 （リース車を 除き、日常 生活におい て、障がい 者がもっぱ ら使用する 自動車）	障がい者	障がい者
		障がい者と生計を一にする方
	障がい者と生計を一にする方	障がい者
	障がい者と生計を一にする方	障がい者と生計を一にする方
	身体障がい者等のみで構成される 世帯の障がい者	障がい者を常時介護する方

【申請期限】① 3 月 31 日時点で既に自動車を所有している方は、5 月 31 日（自動車税種別割のみ）  
※その後も随時受け付けますが、この場合の減免額は、申請書が提出された月の翌月から月割で計算した額となります。

② 4 月 1 日以降に自動車を購入し、登録した方は、登録した日から 1 か月以内（自動車税種別割、自動車税（軽自動車税）環境性能割）

【必要書類】① 障がい者本人が自動車を所有（取得）し運転する場合

減免申請書、申請内容確認書、障がい者手帳、運転免許証、車検証

② 上記以外の場合

障がいのある方と所有者又は運転者が同居でない場合や、身体障がい者等のみで構成される世帯の障がいのある方を常時介護する場合などは、県税事務所又は自動車税管理事務所にお問い合わせください。

【窓 口】藤沢県税事務所

〒251-8534 鶴沼石上 2-7-1 神奈川県藤沢合同庁舎

【電 話】 26-2111

【FAX】 25-6289

自動車税管理事務所湘南駐在事務所 〒254-0082 平塚市東豊田 369-12

【電 話】 0463-54-2011 【FAX】 0463-53-2888

## (5)-2 帰宅用自動車の自動車税種別割の障がい者減免 身 知 精

【対 象 者】(5) -1 の障がい者減免の対象となる障がい者のうち、障がい福祉施設に入所している方を養護する方又はその方と生計を一にする方（障がい福祉施設が作成する個別支援計画に基づく障がい者の一時帰宅のために、年間 24 日以上使用していることが証明されたものに限り）

障がいのある方の帰宅や通院等のために、年間 24 日以上使用していることが証明されたものに限り（す）

【申請期限】・【窓口】(5) -1 の障がい者減免と同じ。

【内 容】申請期限までに申請された場合、障がい福祉施設に入所している障がい者を養護する方又はその方と生計を一にする方が所有する自動車に係る自動車税種別割が減免されます。

減免額は、①又は②のいずれか少ない額となります。

①税額の 2 分の 1 に相当する額

②22,700 円（年税額）

申請期限後に申請された場合は、申請月の翌月から減免となります。

【必要書類】県税事務所又は自動車税管理事務所にお問い合わせください。

**(6) 軽自動車税種別割の減免****身 知 精**

【対象者】下の一覧表を参照。ただし、精神障がいのある方については、自立支援医療受給者番号（精神通院）を受けていることが、その条件となります。

障がい者の区分	障がい区分		障がいの等級
身体障がい	視覚障がい		1～3級、4級の1（視力の良い方の目の視力が0.08以上0.1以下（3級の2に該当するものを除く。））
	聴覚障がい		2・3級
	平衡機能障がい		3・5級
	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい		3級
	上肢機能障がい		1・2級
	下肢機能障がい		1～7級
	体幹機能障がい		1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級、2級（1上肢のみ運動機能障がいがある場合を除く。）
		移動機能	1～7級
	心臓機能障がい		1・3・4級
	じん臓機能障がい		
	呼吸器機能障がい		
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		
	小腸機能障がい		
肝臓機能障がい		1～4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい			
知的障がい（療育手帳をお持ちの方）			A1・A2
精神障がい			1級（「自立支援医療受給者証（精神通院）」をお持ちの方に限る。）

【内容】障がいのある方又は障がいのある方と生計を一にする方が所有する軽自動車で、障がいのある方（身体障がい者に限る）が運転するもの又は障がいのある方と生計を一にする方若しくは障がいのある方を常時介護する方が専ら障がいのある方のために運転するものの種別割を免除します。

障がいのある方1人につき1台に限り軽自動車税種別割の減免を受けることができます。ただし、普通車の自動車税種別割を減免されている方は対象になりません。

【申請方法】原則、電子申請又は郵送申請

【申請期限】納税通知書が届いた日から納期限（通常は5月31日）まで（当日消印有効）。

【必要書類】種別割減免申請書、障がい者手帳のコピー、運転者の運転免許証のコピー、自立支援医療受給者証のコピー（精神障がいのある方）。

なお、種別割減免申請書は申請期間中、ホームページ・税制課の窓口で取得できます。

電子申請の申請方法も申請期間中にホームページでご案内します。

詳しくは、事前にお問い合わせください。

【窓口】税制課 【電話】50-3570 【FAX】50-8405

※軽自動車税環境性能割の減免については、当分の間、神奈川県が自動車税環境性能割の減免の取扱いと同様に行いますので、82ページをご参照ください。

## 12 教育

### (1) 学校教育相談

身 知 精

【対象者】 教育的支援を必要とする児童生徒とその保護者及び教員

【内容】 教育的支援を必要とする児童生徒の学校生活に関する相談を行っています。

【窓口】 藤沢市学校教育相談センター 【電話】 50-3550 【FAX】 50-8423

### (2) 就学相談

身 知 精

【対象者】 特別な教育的支援を必要とする次年度入学児及び児童生徒とその保護者等

【内容】 特別な教育的支援を必要とする次年度入学児及び児童生徒が適切な教育を受けられるよう、就学・転学籍についての相談を行っています。

【窓口】 藤沢市学校教育相談センター 【電話】 50-3550 【FAX】 50-8423

### (3) 教育相談

身 知 精

【対象者】 教育的支援を必要とするおおよそ3歳から18歳くらいまでの子どもとその保護者及び教育関係者

【内容】 不登校やいじめなどの学校生活に関する相談や、支援を必要とする児童・生徒に関する相談を行っています。

【窓口】 神奈川県立総合教育センター教育相談課 〒251-0871 善行7-1-1

【電話】 81-8521

【電話による相談】 総合教育相談 81-0185 発達教育相談 84-2210  
24時間子どもSOSダイヤル 0120-0-78310

## 13 就労・雇用

### (1) 藤沢公共職業安定所（ハローワーク藤沢） 身 知 精

【内 容】障がい者の就労支援について、専門の担当者が職業相談、紹介を行っています。また、支援機関と連携したチーム支援による就職から職場定着までを行っています。

【所 在 地】〒251-0054 朝日町 5-12 【電 話】 23-8609（47#） 【FAX】 25-4714

### (2) 神奈川障害者職業センター 身 知 精

【内 容】就職を希望する障がい者や、障がい者を雇用しようとする事業主等に対して、次のような支援を行っています。

- ① 職業相談・職業評価・職業リハビリテーション計画策定
- ② 職業準備支援
- ③ 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
- ④ 職場復帰（リワーク）支援
- ⑤ 事業主に対する障がい者雇用についての助言
- ⑥ 知的障害者判定、重度知的障害者判定

【所 在 地】〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1

【電 話】 042-745-3131 【FAX】 042-742-5789

### (3) 障害者雇用促進センター 身 知 精

【内 容】「障がい者雇用を検討している企業」と「障がい者就労支援機関」の皆様の相談・支援を行っています。

【所 在 地】〒231-0026 横浜市中区寿町 1-4 かながわ労働プラザ 5 階

【電 話】 045-633-6110 【FAX】 045-633-5405

### (4) 湘南地域就労援助センター（湘南障害者就業・生活支援センター） 身 知 精

【対 象 者】藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町在住の方で障がい者手帳をお持ちの方、又は診断を受けた方

【内 容】一人ひとりの状況に合わせた職場探しのお手伝いや就労後の定着支援、就労に関わる生活面での支援を地域にある様々な関係機関と連携しながら進めるなど、自立・安定した就業生活を目指した支援を行います。

【所 在 地】〒251-0041 辻堂神台 1-3-39 タカギビル 4 階

【電 話】 30-1077 【FAX】 34-5411



**(5) 神奈川障害者職業能力開発校****身 知 精**

- 【対 象 者】 ①職業に必要な知識、技術・技能を習得して、職業に就こうという強い意思がある方  
 ②集団での訓練に適応できる方  
 ③障がいに伴う症状が安定しており、継続的な訓練の受講が可能な方

【内 容】 障がいのある方の自立と就職を支援する公共職業能力開発施設で、国が設置し神奈川県が運営しています。

様々な障がいの状況に配慮しながら仕事の現場に必要なスキルを基礎から実践的な段階まで身につけ、活躍できる人材になれるよう丁寧な指導と就職のためのサポートを行っています。

コース名	訓練期間	入校時期・定員	対象
総合CAD	1年	4月 10名、10月 10名	身体・精神
ITチャレンジ	1年	4月 10名、10月 10名	身体・精神
Web・DTP制作	1年	4月 20名	身体・精神
ビジネスサポート	1年	4月 5名	身体（視覚）
ビジネスキャリア	1年	4月 20名	知的・身体
ビジネス実務	6か月	4月 10名、10月 10名	精神
サービス実務	6か月	4月 10名、10月 10名	精神
総合実務	1年	4月 25名	知的

【所 在 地】 〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1

【電 話】 042-744-1243 【FAX】 042-740-1497

**(6) 神奈川能力開発センター****知**

【対 象 者】 義務教育修了以上で、満 25 歳未満までの知的障がい者

【内 容】 知的障がい者で、新しく職業に就こうとする方や職業を転換しようとしている方に、その能力に応じた基礎的な技能を習得させるとともに、基本的な生活習慣や労働習慣を体得させて、雇用労働者として就労できるよう養成しています。

訓練期間は 2 年間で、定員は 30 名です。

年 次	科	訓 練 内 容
1 年次	職業基礎科	手工具及び機械操作の基本的要素作業や応用技能作業並びにパソコン、清掃、物流、サービス実務作業等の基礎的スキルを習得します。
2 年次	総合加工技術コース 施設管理技術コース 物流販売技術コース	本人の希望と適性により 3 コースに分かれ、それぞれの専門的知識・技能及びパソコン等就職に必要な知識・技能を習得します。

【所 在 地】 〒259-1101 伊勢原市日向 496

【窓 口】 神奈川能力開発センター 【電 話】 0463-96-4555 【FAX】 0463-96-4593  
 藤沢公共職業安定所 【電 話】 0466-23-8609

[→86 ページ](#)

## 14 スポーツ・文化・レクリエーション

### **(1) 藤沢ふれあいフェスタ**      **身** **知** **精**

【内 容】障がいのある方もない方も、ともにふれあい、楽しめるイベントを行います。  
 【窓 口】障がい者支援課      【電 話】50-3528      【FAX】25-7822  
 藤沢市社会福祉協議会 「ふじさわボランティアセンター」  
 〒251-8601 朝日町 1-1 藤沢市役所分庁舎 2階  
 【電 話】26-9863      【FAX】50-3671

### **(2) ふじさわパラスポーツフェスタ**      **身** **知** **精**

【内 容】さまざまなパラスポーツを体験できるイベントを毎年開催しています。  
 【窓 口】藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会（(公財)藤沢市みらい創造財団 スポーツ事業課内）  
 〒251-0026 鶴沼東 8-2  
 【電 話】22-5633      【FAX】28-5749  
 障がい者支援課      【電 話】50-3528      【FAX】25-7822

### **(3) 神奈川県障害者スポーツ大会**      **身** **知** **精**

【対 象 者】県内（横浜市・川崎市を除く）に居住もしくは入所・通所・通学している方で、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳又は医療受給者証のいずれかを持っている4月1日時点で13歳以上の方。ただし、医師に運動（競技会）に参加することを禁止されている方は除く。  
 【内 容】実施時期や募集締切については、(公財)神奈川県身体障害者連合会のホームページ（<http://kanagawa-kenshinren.or.jp/>）でご確認ください。

種 目	障がい種別		
	身体	知的	精神
ボウリング	—	○	—
アーチェリー	○	—	—
フライングディスク (FD)	○	○	—
陸上競技	○	○	—
卓球	○	○	○
サウンドテーブルテニス (STT)	○	—	—
水泳	○	○	—
ポッチャ	○	—	—

【問い合わせ先】(公財)神奈川県身体障害者連合会      【電話】045-311-8736

### **(4) 神奈川県ゆうあいピック大会**      **知**

【対 象 者】4月1日時点で12歳以上の知的障がい児者（団体）  
 【内 容】次の種目の大会が行われます。  
 バスケットボール（団体）、サッカー（団体）、バレーボール（団体）、ソフトボール（団体）  
 【窓 口】一般社団法人神奈川県障がい者スポーツ協会  
 〒251-0871 藤沢市善行 7-1-2 県立スポーツセンター グリーンハウス内  
 【電 話】0466-83-0033      【FAX】0466-83-0034

## **(5) 太陽の家体育館** **身** **知** **精**

【対象者】心身障がい者とその関係団体。ただし、支障がない場合は、その他の団体の利用もできます。

【内容】スポーツ活動等を通して心身障がい者の健康の維持、増進を図り、障がい者スポーツの普及と各種サークルの育成を促進し、地域住民とのふれあい、交流を図ることを目的にした施設で自主事業として障がい者スポーツの体験会も行っています。

### ■主な自主事業

障がい者卓球の集い、フライングディスクの集い、サウンドテーブルテニスの集い、ローリングバレーボールの集い、フロアバレーボールの集い、ダーツの集い、ボッチャの集い、シャフルボードの集い

【利用時間】午前9時～午後8時30分

【休館日】月曜日（休日の場合は開館）、休日の翌日、年末・年始（12月28日～1月4日）

【窓口】太陽の家 〒251-0037 鶴沼海岸 6-6-12

【電話】33-1411 【FAX】34-4342

## **(6) 神奈川県立スポーツセンター** **身** **知** **精**

【内容】県内のスポーツ推進の拠点として障がい者のスポーツに配慮した設備を備えた施設で、トレーニング室、プール、陸上競技場は障がいのある方も個人利用が可能です。パラスポーツ教室の開催のほか、パラスポーツ用具の貸出しなどを行っています。

【窓口】神奈川県立スポーツセンター健康・パラスポーツ課  
〒251-0871 藤沢市善行 7-1-2

【電話】81-2803 【FAX】83-4622

## **(7) 図書館宅配サービス**

【対象者】市内在住で、障がいのある方又は高齢（65歳以上）の方で、ひとりで図書館・図書室に来館又は来室することが困難な方

【内容】図書館ボランティアが、図書館資料（本、雑誌、CD、カセット・ビデオテープ・DVD）をお届けし、回収します。

【窓口】総合市民図書館 〒252-0804 湘南台 7-18-2

【電話】43-1111 【FAX】46-1130

南市民図書館 〒251-8570 南藤沢 21-1 ODAKYU 湘南 GATE6 階

【電話】27-1044 【FAX】27-1045

辻堂市民図書館 〒251-0047 辻堂 2-15-8

【電話】35-0028 【FAX】36-5186

湘南大庭市民図書館 〒251-0861 大庭 5406-4

【電話】86-1666 【FAX】86-1441

## **(8) 障がい児の夏季レクリエーション活動費助成事業**

【対象者】県内在住の障がい児（5名以上）を主体とした障がい児団体や親の会等の団体

【内容】助成対象経費の4分の1以内（限度額5万円）を補助します。

【必要書類】活動費助成申請書、事業計画書、収支予算書、助成金振込依頼書

【窓口】神奈川県 障害福祉課内 〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

申請は（公財）神奈川県心身障害児福祉基金財団【電話】045-663-7028へ直接。

**(9) 点字図書館 教養講座・IT講習会・バスハイクなど**

【対象者】市内在住・在勤・在学で身体障がい者手帳の視覚障がいの程度が1～6級の方

【内容】教養講座、料理教室、パソコン・デジター図書読書機などのIT講習会、バスハイク、点字勉強会、点字競技会、字幕・副音声付映画体験会、手で触れて見る彫刻展等を開催しています。

【窓口】藤沢市点字図書館 〒252-0804 湘南台 7-18-2 総合市民図書館内

【電話】44-2662 【FAX】44-2388

**(10) 市民農園貸付料の減額**

【対象者】市内在住で、身体障がい者手帳、療育手帳あるいは精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方

【内容】市民農園の貸付料が3割減額されます。利用開始時に申請が必要です。貸付料等市民農園の詳細に関することや利用をご希望の場合は公園課までお問い合わせください。  
(※市民農園ごとに空き区画の状況や利用期間等が異なります。)

【必要書類】①市民農園貸付料減額申請書

②身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の写し

【窓口】公園課 【電話】50-3535 【FAX】50-8439

**(11) 文化施設等の割引**

**身 知 精**

料金や割引率が変わる場合がありますので、ご利用の際にはご確認ください。掲載以外の施設でも、障がい者手帳の提示により割引が受けられる場合がありますので、ご利用の際は各施設にお問い合わせください。

① 藤沢市の施設

施設名	料金等	連絡先
八ヶ岳野外体験教室（宿泊使用料）	介護者1名も無料（一般：本館1,800円、宿泊棟1,300円）	電話 0267-98-5156 FAX 0267-98-5158
市営プール・駐車場 （秋葉台・石名坂・八部）	介護者1名も無料（一般：秋葉台・八部400円、石名坂300円）	秩父宮記念体育館 22-5335 FAX28-5749 秋葉台文化体育館 88-1111 FAX88-8687
市営トレーニングルーム・駐車場 （秩父宮・秋葉台・八部）	介護者1名も無料（一般：秩父宮500円、秋葉台・八部300円）	秋葉台公園プール 88-1811 FAX88-0081
市営サウナルーム・駐車場 （秋葉台・八部）	介護者1名も無料（一般500円）	石名坂温水プール 82-5131 FAX82-5132
市営体育館の個人使用・駐車場 （秩父宮・秋葉台）	介護者1名も無料（一般200円）	八部公園プール 36-1607 FAX36-1754 ※各施設の受付窓口に障がい者手帳又は障がい者手帳アプリを提示してください。
湘南台文化センターこども館（展示ホール）	介護者1名も無料（一般300円）	湘南台文化センターこども館 45-1500
湘南台文化センターこども館（宇宙劇場）	介護者1名も無料（一般500円）	※受付窓口に障がい者手帳又は障がい者手帳アプリを提示してください。 ※駐車場利用も無料となります。
江の島岩屋	介護者1名も無料（一般500円）	22-4141 （藤沢市観光センター）
江の島サムエル・コッキング苑	介護者1名も無料 （一般500円（夜間イベント開催時午後5時以降出苑の場合））	23-2444 観光課 50-3531

② 藤沢市内の施設

新江ノ島水族館	介護者 1 名も 5 割引 (一般 2,800 円)	29 - 9960
江の島シーキャンドル (展望灯台) (江の島サムエル・コッキング苑内)	介護者 1 名も 5 割引 (一般 500 円) ※小人は 250 円が 130 円になります	23 - 2444
県立辻堂海浜公園内有料施設 (プール・交通展示館・スカイサイクル)	介護者 1 名も無料	34 - 0011 (辻堂海浜公園管理事務所) 34 - 3743 (交通公園管理事務所)
江の島エスカー	介護者 1 名も 5 割引 (一般 360 円【全区間】) (一般 200 円【一区】)	23 - 2444

③ 横浜市内の施設

西 区	そごう美術館	介護者 1 名も無料	045 - 465 - 5515
	帆船日本丸・横浜みなと博物館	介護者 1 名も無料	045 - 221 - 0280
	横浜ランドマークタワー展望フロア	介護者 1 名も 5 割引	045 - 222 - 5030
	三菱みなとみらい技術館	介護者 1 名も無料	045 - 200 - 7351
	横浜美術館	介護者 1 名も無料	045 - 221 - 0300
中 区	日本郵船歴史博物館・日本郵船氷川丸	介護者 1 名も無料	045 - 211 - 1923
	馬の博物館	無料 (介助者 1 名は 5 割引)	045 - 662 - 7581
	横浜開港資料館	介護者 1 名も無料	045 - 201 - 2100
	シルク博物館	介護者 1 名も無料	045 - 641 - 0841
	横浜人形の家	介護者 1 名も無料 (特別展示を除く)	045 - 671 - 9361
	大佛次郎記念館	介護者 1 名も無料	045 - 622 - 5002
	神奈川近代文学館 (展示観覧のみ)	介護者 1 名も無料	045 - 622 - 6666
ブリキのおもちゃ博物館	介護者含めて 50 円引	045 - 621 - 8710	
磯子区	はまぎんこども宇宙科学館	介護者 1 名 (車いす利用の場合は 2 名) も入館料のみ無料	045 - 832 - 1166
	横浜市電保存館	介護者 1 名も無料 (障がい者 1 名につき)	045 - 754 - 8505
金沢区	金沢動物園	介護者 2 名も無料	045 - 783 - 9100
	八景島シーパラダイス (アクアリゾートバスのみ)	18 歳以上の介護者 1 名も 5 割引	045 - 788 - 8888 (団体予約) 045 - 788 - 9632
都筑区	横浜市歴史博物館	介護者 1 名も無料	045 - 912 - 7777
	研修保養センター横浜あゆみ荘	休憩 600 円、宿泊 2,200 円 (子供: 休憩 500 円、宿泊 1700 円) ※障がい者 1 名につき介護者 2 名まで同料金	045 - 941 - 8383
港北区	横浜ラポール	障がい者のみボーリング 1 ゲーム 200 円 (利用者カード登録後、本人、同伴者 2 名まで施設利用無料)	045 - 475 - 2001
旭 区	よこはま動物園ズーラシア	介護者 2 名も無料	045 - 959 - 1000

④ 川崎市内の施設

高津区	川崎市民プラザ	障がい者手帳提示で、体育館、プール、トレーニングルーム、浴室が介護者1名も無料	044 - 888 - 3131
-----	---------	---	------------------

⑤ 相模原市の施設

中央区	相模原市立相模川ふれあい科学館	介護者1名も無料	042 - 762 - 2110
	相模原市立博物館	プラネタリウム、全天周映画観覧料が介護者も無料	042 - 750 - 8030
南区	相模原麻溝公園 ふれあい動物広場『ポニーの乗馬』	無料（2歳以上小学生以下）	042 - 778 - 3900

⑥ 鎌倉市内の施設

大船フラワーセンター		入場料・駐車場使用料について介護者1名も無料	0467 - 46 - 2188
県立近代美術館	葉山	介護者1名も無料	046 - 875 - 2800
	鎌倉別館		0467 - 22 - 5000

⑦ 東京都内の施設

東京都葛西臨海水族園	介護者1名も無料	03 - 3869 - 5152
東京都夢の島熱帯植物園	介護者1名も無料	03 - 3522 - 0281
江戸東京博物館 ※2025年度中（予定）まで休館	介護者2名も無料	03 - 3626 - 9974
しながわ水族館	介護者1名も5割引	03 - 3762 - 3433

## 15 その他の制度

### (1) 成年後見制度利用支援

知 精

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でなく、財産管理や契約手続きなどが困難な方に代わり、家庭裁判所が選任した成年後見人等が、本人の意思を尊重し、本人の心身状態や生活状況に配慮しながら財産管理や契約締結などを行うことにより、ご本人の権利を守り、生活を支援する制度です。申立ての受付や審判は、家庭裁判所が行います。

【内 容】 経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な場合、市が申立ての費用と後見人等の報酬を助成します。助成を受けるには収入や資産など、一定の条件を満たしている必要があります。また、成年後見制度の利用に向けて、本人又は家族による申立てが難しい場合には、市長が申立てを行うことができます。

【窓 口】 福祉総合相談支援センター→12ページ 【電 話】 50-3533 【FAX】 50-8415  
ふじさわあんしんセンター（藤沢市社会福祉協議会内）→17ページ  
【電 話】 50-3055 【FAX】 55-3066

### (2) 生活福祉資金の貸付け

身 知 精

【内 容】 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方及び現に障がい者総合支援法によるサービスを利用している方、それと同程度と認められる方に対し、他の機関等から借入が困難な場合、自動車の購入や住宅の増改築及び補修、あるいは技能を習得するために必要とする資金等を貸し付けます。

※ 貸付利率は連帯保証人を立てる場合は無利子です。連帯保証人がいない場合は、年1.5%（据置期間経過後）。延滞利率は年3.0%です。

※ 貸付けには神奈川県社会福祉協議会の審査があります。審査の結果により貸付けできない場合もあります。

【窓 口】 詳細については地区担当民生委員もしくは藤沢市社会福祉協議会へ→17ページ

### (3) 郵便等投票制度

身

【対 象 者】 身体障がい者手帳を持っている方で、次のいずれかの障がいのある方

※ 「身体障害者等級表による級別」ではなく、「障害名」の欄をご確認ください。

- ① 両下肢・体幹・移動機能の障がい1・2級
- ② 心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の障がい1・3級
- ③ 免疫・肝臓の障がい1～3級

なお、上記の要件に該当し、かつ自ら文字の記載ができない方で、「身体障がい者手帳」に上肢又は視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている方は、代理記載による投票ができます。

【内 容】 衆・参議院議員や県議会議員、県知事、市議会議員、市長の選挙の際、自宅等で記載し、郵便による投票をすることができます。

【手 続 き】 ① 郵便等投票証明書の交付手続き

身体障がい者手帳（原本）を添えて交付申請書を提出します。交付には数日（場合によっては1か月程度）かかりますので選挙に関わらずお早めに手続きをすませてください。この証明書は7年間有効です。

② 投票用紙等の請求手続き

各選挙の投票日の4日前までに郵便等投票証明書（原本）を添えて投票用紙等請求書を提出します。

【そ の 他】 戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証（要介護状態区分が『要介護5』）を持っている方も郵便等投票制度の対象者となる場合がありますので、詳しくはお問合せください。

【窓 口】 選挙管理委員会事務局 〒251-0054 朝日町1-1 市役所分庁舎2階

【電 話】 50-3564 【FAX】 50-8425

#### (4) 障がい者週間

1993年（平成5年）12月3日に、障がい者施策に関する基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務、施策の基本的事項を定めること等によって、障がい者の自立とあらゆる分野の活動への参加を促進することを目的に、「心身障がい者対策基本法」を改正・改題する「障がい者基本法」が公布され、12月9日を「障がい者の日」と決めました。

その障がい者基本法が2004年（平成16年）年6月に改正され、障がいを理由とする差別禁止の理念を法律に明記するとともに、12月9日の「障がい者の日」が、同法公布日である12月3日から国連で「障がい者の権利宣言」が採択された日の9日までの1週間を「障がい者週間」として拡大されました。

この障がい者週間を中心に、「障がい者週間の集い」をはじめとして、障がい者自らの自立と社会参加への意欲と、国民の障がい者問題に対する理解と認識をより一層高めるための各種の普及啓発活動が行われており、藤沢市では、障がい者週間のある12月にふれあいフェスタを実施しています。

#### (5) 障がいに関するマーク

 <p>身体障がい者標識 (身体障がい者マーク)</p>	<p>肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p> <p>【問合せ先】 藤沢市交通安全協会 電話：26-0100 藤沢北交通安全協会 電話：45-8110</p>
 <p>聴覚障がい者標識 (聴覚障がい者マーク)</p>	<p>聴覚に障がいがあることを理由に運転免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークです。</p> <p>【問合せ先】 藤沢市交通安全協会 電話：26-0100 藤沢北交通安全協会 電話：45-8110</p>
 <p>国際シンボルマーク (車いすマーク)</p>	<p>障がいがある方が利用しやすい建築物や公共交通機関であることを示す、世界共通のマークです。 ※カー用品店・ホームセンターなどで販売しています。 ※このマークを表示しても道路交通法上の規制を免れるなどの証明にはなりませんので、ご注意ください。</p> <p>【問合せ先】 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話：03-5273-0601 FAX：03-5273-1523</p>



 <p>オストメイト用設備/オストメイト</p>	<p>オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）のための設備があること及びオストメイトであることを示すマークです。</p> <p>【問合せ先】  公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団  電話：03-3221-6673 FAX：03-3221-6674</p>
 <p>ほじょ犬マーク</p>	<p>身体障がい者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）と補助犬ユーザーを社会の仲間として受け入れることを示すマークです。</p> <p>【問合せ先】  神奈川県福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課  社会参加推進グループ  電話：045-210-4709 FAX：045-201-2051</p>
 <p>ヘルプマーク</p>	<p>障がいがある方や難病の方、妊娠中の方などが周囲に支援や配慮が必要なことを示すマークです。  ※障がい者支援課・保健予防課・子ども家庭課・地区福祉窓口で配布しています。</p> <p>【問合せ先】  障がい者支援課  電話：50-3528 FAX：25-7822</p>
 <p>ハート・プラスマーク</p>	<p>身体内部に障がいがあることを示し、周囲に理解と協力を求めるマークです。  ※障がい者支援課で名刺サイズに印刷したカードを配付しています。</p> <p>【問合せ先】  特定非営利活動法人ハート・プラスの会</p>



耳マーク

聴覚に障がいがあることを示すマークです。また、窓口などに表示し、聴覚に障がいがある方への配慮を示すマークとしても使われています。

【問合せ先】

一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会  
電話：03-3225-5600 FAX：03-3354-0046



盲人のための  
国際シンボルマーク

視覚に障がいがある方のために考慮された建物などに付けられている世界共通のマークです。

【問合せ先】

社会福祉法人日本盲人福祉委員会  
電話：03-5291-7885 FAX：03-5291-7886